



市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和6年5月2日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和6年5月2日

加古川市長 岡田 康 裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区 間	新 旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
11-1229 岸4号線	西神吉町岸字中ノ出口425番1地先から 西神吉町岸字中ノ出口425番1地先まで	新 旧	3.7*	6.2
11-1231 岸6号線	西神吉町岸字中ノ出口425番1地先から 西神吉町岸字中ノ出口425番1地先まで	新 旧	3.2~3.3 2.4~2.7	22.2

※西神吉町岸字中ノ出口425番1の一部を道路区域に含める。

2. 縦 覧 場 所 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市役所 新館6階  
加古川市建設部土木総務課

3. 縦 覧 期 間 令和6年5月2日（木）から5月16日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く